

一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当等からまとめて徴収する方法

事業所控

(2枚1組)

受付印

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

●異動があった場合は、異動日

○をつけてください。

12月31日までに提出してください。

宛先 瀬戸市長 令和4年11月22日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) 〒489-0803 瀬戸市追分町64	市使用欄 宛名番号 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 指定番号 0012345670	連係 人事課	氏名 愛知 市子	電話 (0561) 82 - 7111
氏名 瀬戸 二郎		フリガナ セト ジロウ	特別徴収税額 (年税額) 60,000 円	未徴収税額 25,000 円	未徴収税額 35,000 円	異動年月日 令和 4 年 11 月 20 日	異動事由 ① 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他		
生年月日 S30 年 1 月 1 日	個人番号 000123456789	1月1日住所 瀬戸市追分町100	(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)				
後の住所 同上			6月分から	7月分から					
			70月分まで	05月分まで					

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

A 一括徴収 (ウ)の額を特別徴収義務者が給与から徴収する。

一括徴収した税額は
11 月分 (12月12日納期限) で納入する

一括徴収の理由
① 異動が本年12月31日までに、一括徴収の申出があったため (月 日申出)
② 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

○印をしてください。

一括徴収税額(ウ)の金額 35,000 円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

B 「未徴収の始まりの月」と「一括徴収した月」を同じにしてください。「(ウ)未徴収税額」と「一括徴収した金額」が同じになります。

1 異動希望
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
3 死亡による退職のため
4 その他 ()

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

C 収継続) (ウ)の額を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する。

個人番号又は法人番号

電話 () - 担当者

特別徴収指定番号 新規

月割額 円を 月分 (月 日納期限) で納入するよう連絡済

納入書 (必要 ・ 不要) 新受給者番号

(既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

市処理欄	現年度	新年度

●この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

事業所控

(2枚1組)

受付印

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

宛先 瀬戸市長 令和4年11月22日提出	給与(特別徴収義務者)支給者	所在地(住所) 〒489-0803 瀬戸市追分町64	〒 489 - 0803	市 使用欄 宛名番号	年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
瀬戸市長		名 称 (氏名) 瀬戸株式会社		特別徴収義務者 指 定 番 号 0012345670	
令和4年11月22日提出		法人番号 又は個人番号 0000123456789		連 係 氏 名 愛知 市子	
				先 電 話 (0561) 82 - 7111	
フリガナ 氏 名 瀬戸 三郎	セト サブロー	特別徴収税額 (年税額) (ア) 120,000 円	徴収済税額 6月分から 7月分まで (イ) 60,000 円	未徴収税額 12月分から 5月分まで (ウ)=(ア)-(イ) 60,000 円	異動年月日 令和 4 年 11 月 20 日
生年月日 S37 年 1 月 1 日	個人番号 000123456789	1月1日住所 瀬戸市追分町61			異動事由 ① 退職 2 転 勤 3 休 職 4 長 欠 5 死 亡 6 その他 ()
異動後の住所 名古屋市中区このや二番地					

未徴収税額 (ウ) を A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

A 一括徴収 (ウ)の額を特別徴収義務者が給与から徴収する。

一括徴収した税額は
月分 (月 日納期限) で納入する

一括徴収の理由
○印をしてください。

1 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため (月 日申出)
2 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額 (ウ) の金額 円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。
なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

B 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

① 異動が本年12月31日以前で、一括徴収の希望がないため
② 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
③ 死亡による退職のため
④ その他 ()

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

C 転勤(特別徴収継続) (ウ)の額を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する。

所在地 〒 -

1～4月で退職の場合、原則として「A 一括徴収」をお願いします。

月割額 円を 月分 (月 日納期限) で納入するよう連絡済

納入書 (必要 ・ 不要)

(既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

市処理欄	現年度	新年度

●異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

●この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

記載例3

転勤の場合（特別徴収を継続）

特別徴収継続…従業員様の納税を転勤先でも引続き特別徴収で行う方法

●異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

受付印

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

事業所控

(2枚1組)

宛先 瀬戸市長 令和4年10月25日提出	所在地(住所) 〒489-0803 瀬戸市追分町64	名称(氏名) 瀬戸株式会社	法人番号又は個人番号 0000123456789	市使用欄	宛名番号
				年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
				特別徴収義務者指定番号	0012345670
				連絡係	人事課
				氏名	愛知 市子
				電話	(0561) 82-7111

フリガナ	フリガナ	セト	フリガナ	ハナコ	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
氏名	瀬戸	花子			6月分から 10月分まで	7月分から 5月分まで		令和4年 10月 19日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他
生年月日	S32年 1月 1日				(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)		
個人番号	000123456789				240,000円		140,000円		
1月1日住所	瀬戸市追分町123								
異動後の住所	同上								

上段は、転勤元の事業所様の名称を記入してください。
ご記入後、転勤先の事業所様に税額の月割額をお電話等で連絡してください。

○をつけてください。

C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

A 一括徴収の理由

○印をしてください。

1 異動が本年12月31日までに、一括徴収の申出がなかったため

2 異動が本年12月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

一括徴収税額(ウ)

●1月1日～4月30日

額を一括徴収することが義務付けられています。

なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

下段は、転勤先の事業所様の名称を記入してください。ご記入後、提出用を瀬戸市役所市民税係までお送りください。

C 転勤（特別徴収継続）(ウ)の額を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する。

所在地 〒489-0979 瀬戸市川端町1-2

フリガナ オワリ カブシキカイシャ

名称 尾張株式会社

個人番号又は法人番号

電話 (0561) 83-1177 担当者 加藤 太郎

特別徴収指定番号 0076543210 新規

月割額 20,000円を 11月分(12月12日納期限)で納入するよう連絡済

納入書(必要・不要) (既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

新受給者番号

市処理欄	現年度	新年度

●この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。